

第十号の二の三様式（第三十一条の三関係）（A 4）

過去20事業年度以内における構造計算適合性判定の実施件数

期間 年 月 日から 年 月 日まで

業 務 の 区 分		実施件数
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第1項第2号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
合 計		件

備考 1 申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った構造計算適合性判定の件数を記載すること。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法附則第1条の規定による改正前の建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日（平成27年6月1日）から起算して20年を経過するまでの間は、平成27年6月1日から申請の日の属する事業年度の前日までの間において行っ

た構造計算適合性判定の件数を記載すること。

- 2 各事業年度ごとの構造計算適合性判定の実施件数の内訳を記載した書類を添付すること。